

Title	支那古代の長城に就いて(一)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.2 (1926. 5) ,p.1(155)- 32(186)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史

學

第五卷

第一號

大正十五年五月

支那古代の長城に就いて（二）

序　言

支那古代に於ける長城の問題は、長城の起源、構造、及び位置に就いての問題である。もともと支那にては古くから個人の住宅の周圍だの、或は都市村落の周圍などに、土牆胸壁などの掩護物を築造する風習が發達してゐたことは、詩や易などの本文にも記されてゐるのであり、少くとも文献の殘存する限りに於て、迹づけることが出来るのである。而してその城壁の規模範圍が更に擴大されて、その國の全領域に對する防禦物となり、敵の壓迫の強大なる方面に於て、その侵略の危險を防禦するが爲めに築造せられた掩護物が、即ち長城の名を以て呼ばるゝものである。さればその長城の位置を精確に知悉する

支那古代の長城に就いて（橋本）

ことによりて、當時に於けるその國の境域及び國勢を明かならしむことが出来るのであり、またその起源及び構造を明瞭ならしむことによりて、當時に於ける工藝文化發達の程度を推考すべき一資料たらしむことが出来るのである。この意味に於て支那古代に於ける長城の研究も、亦必ずしも無用のことではあるまいと考へる。

一 長城の起源

長城といへば直に秦を聯想し、同時にまた北狄を聯想する程に、秦と長城、北狄と長城との關係は親密なるものと認められてゐるのであるが、而も記録上長城に關する最古の記事として見えてゐるのは、史記趙世家の趙の成侯六年（西紀前三六九年）の條に

中山築長城

とある文句である。ついで翌七年（西紀前三六八年）の條には

（趙）侵齊至長城

といふ文句が見えてゐる。また齊世家の方には

遂起兵、西擊趙衛（中略）、趙人歸我長城、

といふ記事が見えて居り、六國義にはその文句をば齊の威王十一年、即ち趙の成侯七年の條下に記入し

てあるのである。つまり趙の爲めに一旦奪はれた長城をば、同年の中に間もなく回復したこととなつてゐる。

ところで中山は春秋時代には鮮虞といつた國で、北方民族の建てたものであるらしいのであるが、春秋時代の末か戰國時代の初め頃に、その國名を中山と改め、戰國時代の中期に至り、趙の惠文王の時、趙に滅ぼされたものへやうである。即ち春秋經昭公十二年(西紀前五三〇年)の條に

(冬)晉伐鮮虞

とあり、また春秋經定公四年(西紀前五〇六年)の條に

秋七月(中略)晉士鞅、衛孔圉、帥師伐鮮虞。

とあり、つぎに左氏傳昭公十二年の條に

晉荀吳僞會齊師者假道於鮮虞、遂入晉陽、秋八月壬午滅肥、以肥子縣阜歸。
とあり、かつ同年の條の終りに

晉伐鮮虞、因肥之役也

とあり、杜預の注には

鮮虞白狄別種、在中山新市縣、昔陽肥國都、肥白狄也、縣阜其君名、鉅鹿下曲陽縣西南、有肥累城

と見えて居り、また左氏傳定公三年の條には

秋九月鮮虞人敗晉師于平中獲晉觀虎恃其勇也

とあり、同定公四年の條には

晉荀寅求賀於蔡侯弗得言於范獻子曰國家方危諸侯方貳將以襲敵不亦難乎水潦方降疾瘡方起中山不服棄盟取怨無損於楚而失中山不如辭蔡侯云々

とあり、杜預の注には

中山鮮虞

と見えて居り、更に哀公三年(西紀前四九二年)の經に

春齊國夏衛石曼姑帥師圍戚

とあり、同傳に

春齊衛圍戚求援于中山

とあり、杜預の注には前と同じく

中山鮮虞

と見えてゐるのである。

もし左氏傳の記事をそのままに信すれば、既に春秋時代の末期に於て、中山といふ國名を稱せしこと

へなるのであり、かつ唐の司馬貞なども

鮮虞姫姓國。春秋之末曰中山

といつてゐるのであるけれども、左氏傳の記事思想が戰國以後漢代に亘つた後世のものであることは疑ふべからざるところであり、かつ經文にはたゞ鮮虞とあるだけで、中山の國名は全く見えないのであるから、中山といふ支那風の國名を稱することになつたのは、恐らく戰國以來のことではないかとも考へられるのである。而も史記の趙世家及び六國表に據れば、趙の獻侯十年即ち周の威烈王十二年（西紀前四一四年）の條に

中山武公初立

とある記事がまたこの事實を傳ふるものであり、もし戰國時代を以て周の威烈王の二十三年（西紀前四〇三年）に韓魏趙の三晉が始めて王命を受けて諸侯となつた時以後であるとすれば、既に春秋末に於て中山國の名を稱したものとも認めらるゝのである。

けれども始めて鮮虞といふ國名の見えてゐるのは昭公十二年であるから、その國の興つたのはもとより春秋以來のことであり、今の直隸省正定府新市城の地方を國都とし、北は保定府境に至り、南は順天府の邊に達せし境域を有し、晉、齊、燕、衛等の諸國とその境界を接してゐたものかと推せられるのである。即ち顧祖禹の讀史方輿紀要卷一には

今直隸真定府西北四十里新市城、即鮮虞國都とあり、同卷十四、直隸真定府の條には

春秋時屬鮮虞國、後屬晉、戰國屬趙。

とあり、その新市城の條には

新市城府西北四十里、其地有鮮虞亭、杜預以爲、即春秋時鮮虞國、白狄別種也。(中略)司馬

貞曰、鮮虞姬姓國、春秋末曰中山、漢爲新市縣

と見えて居り、ましたその定州の條では

春秋時鮮虞國地、戰國初爲中山國、尋爲魏所併、後又屬趙。

とあり、かつ

魏文侯時、使樂羊伐中山、取之、既而中山復有其地、趙武靈王伐取之、

と注してゐる。また高士奇の春秋地名考略卷十四の鮮虞の條にも

今在真定府治西北四十里、有鮮虞亭、

と見えて居り、通典には鎮州靈壽縣即ち今の正定府靈壽縣(據韻編今釋)を以て「本中山國之都也」と記してゐる。なほ宋の王應麟の通鑑地理通釋には、通典及び廣記を引用し、中山即ち鮮虞を以て定州安喜縣、即ち漢の盧奴縣に批定せんとするのであるが、之れは誤りである。

それから記要及び考略に眞定府とあるのは、後の正定府のことであるが、「魏文侯時、使樂羊伐中山、取之」とあるのは、史記の魏世家に

(文侯)十七年伐中山、使子擊守之。

とあり、また六國表の魏文侯十七年、即ち周の威烈王十八年(西紀前四〇八年)の條に

擊宋中山、伐秦至鄭、還築洛陽。

とあるのを意味するものであらうが、中山國はこの時にはまだ全くは滅びなかつたやうである。而もその全く滅亡したのは、數回に亘つた武靈王の攻伐の結果ではあらうが、史記趙世家によると、その子惠文王の三年(西紀前二九六年)の條に

滅中山、遷其王於膚施。

とあり、六國表には同四年の條に

圍殺主父與齊燕共滅中山。

と見えてゐる。即ちこの二つの記事は年代に於て一年の相違があるのであり、また趙世家によると、「三年滅中山、遷其王於膚施」とある記事に續いて内亂の記事があり、主父即ち武靈王が惠文王に攻圍され、沙丘宮に餓死したことが記されて居り、恰も同一年代に起つた事件のやうに見えるのであり、六國表では、その翌四年に主父が圍殺せられた後に、中山國が滅ぼされたといふ記事が續いてゐると、その順

序が相反してゐるのである。

そこで司馬光の資治通鑑では之れを周の赧王の二年、即ち趙の惠文王四年の條に置き

趙主父與齊燕共滅中山遷其王於虜施

と記し、それに續いて趙の内亂、主父武靈王の攻圍餓死を叙してあるのであるが、これ蓋し史記の趙世家の記事と六國表の記事とに據り、その年代は六國表に従ひ、而もその表には明かに「圍殺主父與齊燕共滅中山」とありて、主父の攻圍餓死の事件と中山滅亡の事件とを併せ記せしものであるのに、司馬光は故意にその「圍殺」の二字を除き、「主父」を無理に下の句に連ね、武靈王が齊燕と共に中山を滅ぼせじことと解し、更に趙世家の記事に據りて、趙の内亂、武靈王の攻圍餓死を叙したものであることは、兩者の記事を對比することにより明白なるところである。けれどもこの解釋は果して正しいものであらうか。もとより武靈王が中山國を討滅せんと企圖したことは、曩に胡服の令を出さんとするに當りと云つたとか

二十年王略中山地至寧葭西略胡地至榆中

などいふ記事が趙世家に見えて居り、更にその後も二十一年(西紀前三〇五年)、二十三年、二十六年と三回に亘つて中山を攻めた記事が見えてゐるのであるから、それについて西紀前二九八年に位をその子惠

文王に禪り、その三年或は四年に中山を滅ぼしたといふので、前よりの繼續事業として武靈王の手で行はれたことゝして認むべきものであるらしく見えるのであるが、然し六國表にあるやうに、武靈王の圍殺せられたのが中山の滅亡よりも前であるとすれば、勿論中山の滅亡は武靈王とは直接無関係のこととなるのであり、之れに反して趙世家の記事のやうに、武靈王の死が中山滅亡の後であるとすれば、或は中山の討滅は武靈王の手によりて行はれたかも測られないとも考へ得らるゝのである。要するにこの二つの記事に矛盾があるために、何れとも斷言することは出来ない事情にあるので、寧ろありのまゝに中山國は惠文王の時趙に滅ぼされたと見て置く方が、安全であり、正當であらうと考へる。またその年代は、司馬光の通鑑では趙の惠文王四年の事件として記してあることは曩に述べた通りであるが、顧棟高の春秋大事表五には

鮮虞一名中山獲麟後一百八十六年滅于趙

とあり、西狩獲麟の年は魯の哀公十四年即ち西紀前四八一年であるがら、趙世家の記事に従ひ、西紀前二九六年、即ち趙の惠文王三年の出來事と認めてゐるやうである。その何れが正しいかを決する爲めには、なほ更に細密な研究をなすべき必要があるのである。けれどもその一年の相違は、當面の問題に對してそれ程重要な關係を有するものでないから、今は暫らく疑問のまゝに遺したい。

また鮮虞即ち中山が白狄の別種であるといふ杜預の意見も、他方に於て司馬貞等が姪姓の國と稱する

ので、或は白狄の別種でないといふ異説も存するのである。例へば江歲貢の春秋地理考實の如き、昭公十二年の「假道于鮮虞」の鮮虞に注し

史記索隱曰、中山古鮮虞國、姬姓也。今按、如索隱說、則鮮虞似非白狄別種。
といつて居り、定公四年の「中山不服」の中山に注し

今按、鮮虞亦曰中山、自是中國姬姓國、杜謂白狄別種非也、至戰國時爲一小國云々

と唱へてゐるのである。けれども江永が之れを以て白狄の別種にあらずとなす論據は、たゞ唐の司馬貞の索隱に「中山、古鮮虞國、姬姓也」とあること、中山は中國名にして白狄の國名と認むべからずといふことの一點に過ぎないのである。而もたとひ司馬貞の説が正しいとしても、姬姓の國であるといふことは、必ずしも白狄の別種でないといふ理由にはならないのである。例へば驪戎は西戎の一であるが姫姓の國であり、犬戎も亦姫姓の戎であると稱せられ、姜戎も亦姜姓にして戎であり、陸渾之戎は允姓であり、昆吾は己姓であり、密須は姑姓であると稱せられ、其戎も亦姜姓にして戎であり、陸渾之戎は允姓と同様の姓を有するものは決して稀有の事實ではないのである。殊に外民族の國にして後に支那風の國名を稱するの實例に至つては、古來枚舉に暇あらざるほどであり、春秋時氏の例を探るも、肥國が白狄の別種といひ、鼓國が祁姓にしてまた白狄の別種といふが如きがあり、或は秦、燕、吳の如きも亦外民族より變ぜしものと認めらるゝのであり、契丹は遼となり、女眞は金となり蒙古は元となり、滿洲は清とな

るといふが如く、その國名に中國の名稱を有するが如き事實は、更にその白狄の別種にあらざる理由とはならないのである。されば予は寧ろ顧棟高の春秋大事表に、鮮虞を以て姫姓にして白狄の別種となす考案を以て穩當なる見解と認めたいのである。

なほその中山國の首都境域についても多少の異説があり、例へば春秋傳說彙纂には杜注の所謂新市城を解し

今直隸真定府新樂縣西南有新市城俗名新城鋪其地有鮮虜亭
とあり、江永は

真定府今改正定府、新樂屬本府之晉州

と解してゐるのであり、方輿紀要や直隸通志などの記するところとは相違してゐるのであるが、その考定は今の場合重要な問題ではないのであるから、これを他日の研究に遺したい。

何れにせよ、この國が北方民族の國であつたことは疑ひないかと思はるゝのであるが、而もその國が記録上では長城の築造について最古のものとなつてゐるのであり、後には北方民族に對する防禦の爲めにのみ用ひられた長城が、まづ北方民族自身の防禦物として現はれてゐることは、また多少の興味を感じしむるものがあるのである。

けれども長城築造について最古の記事を有するといふことが、必ずしもその最古の築造者なることを

意味するものでないことはもとよりいふまでもないところであり、所謂長城なるものは、恐らく當時中原の諸列國間に於て發達し流行した、防禦工事の一として認むべきもので、會々その一實例として「中山築長城」の記事を遺存せしに過ぎないものであらうと考へられるのである。

さればその記載の年代は稍下つてはゐるが、例へば曩にも擧げたやうに「中山築長城」の翌年、即ち趙の成侯七年(西紀前二六八年)には齊の長城に關する記事を見るのである。而もその記する所は「侵齊至長城」といふのであり、その年に始めて長城が築かれたことを意味するものではなく、たゞこの年には既に長城の存せしことを意味するものであるから、その始めて齊の長城の築造されたのは或は中山よりも以前であるか、測られないのである。殊に春秋經襄公十八年(西紀前五五五年)の條に

冬十月公會晉侯、宋公、衛侯、鄭伯、曹伯、莒子、邾子、滕子、薛伯、杞伯、小邾子同圍齊、
とあり、その傳に

冬十月會于魯濟尋淇梁之言同伐齊齊侯禦諸平陰塹防門而守之廣里夙沙衛曰不能
戰莫如守險弗聽

とあり、杜預の注には

平陰城在濟北盧縣東北其城南有防防有門於門外作塹橫行廣一里故經書圍、
と見え、また夙沙衛の言を解して

謂防門不足爲險

と述べてゐる。かつ襄公二十五年の傳には

畠原防

とあり、杜預の注には

廣平曰原防隄也、隄防間地、不得方正如井田、別爲小頃町、

と見えてゐる。なほ所謂防が敵兵防禦の爲めに築かれた隄防様のものを意味することは、戰國策卷第九燕の王噲（西紀前二二〇—二一年）の篇に

王曰吾聞齊有清濟濁河可以爲固有長城鉅防足以爲塞誠有之乎對曰天時不與雖有清濟濁河何足以爲固民力窮敵雖有長城鉅防何足以爲塞、

とあり、說文にも「防隄也」と解し、玉篇には「防鄣也」と解してゐる。されば左傳襄公十八年の所謂防なるものは、或は杜預が解するやうに防禦を目的とした土隄鄣塞を意味するものではあるまいか。もし果して然りとすれば、左傳の記事にして誤謬ならざる限り、既に西紀前五五五年の頃、齊に於ては敵兵防禦の爲めに隄鄣を築いたこととなるのであり、或はこれを以て長城の起源を示すものと認むべきではないかといふ疑念をすら生ずるのである。

なほ讀史方輿紀要には袁州府東平州平陰縣の條に

支那古代の長城に就いて（橋本）

長城在縣東、左傳襄十八年、諸侯同伐齊、齊侯禦之平陰、塹防門而守之、廣里、京相璠曰、平陰城南有防、防有門、于門外作塹、橫行廣一里、是也、京相璠曰、防卽長城、平陰南有故長城、東至海、西至濟河、防門去平陰三里、其水引濟、故瀆尙存、防門之北有光里、今其地亦名廣里、云括地志、長城西北起濟州平陰縣、緣河歷泰山北岡上、經濟州淄州、東至密州琅琊臺、入海、郡縣志、故長城、首起鄆州平陰縣北二十九里、是也、

とあり、史記正義には趙の成侯七年の「侵齊至長城」とある文句に注して

齊長城西頭、在齊州平陰縣、太山記云、太山西北有長城、緣河經太山千餘里、瑯琊入海、括地志云、所侵處、在密州南三十里也、

と見えてゐる。李兆洛の歴代地理志韻編今釋によれば、唐代の平陰縣は山東省泰安府平陰縣であり、密州は山東省青州府諸城縣であり、瑯琊は山東省青州府諸城縣東一百五十里とあり、淄州は山東省濟南府淄川縣治とある。讀史方輿紀要には淄州については濟南府淄川縣の條に

淄川縣、漢般陽縣、屬濟南郡、後漢屬齊國、晉省、劉宋僑置清河郡及貝邱縣、後魏因之曰東清河郡、北齊罷郡、以縣屬齊州、隋初因之、開皇十六年、置淄州、十八年改貝邱縣曰淄川、大業初州廢、縣屬齊郡、唐初復置淄州、天寶初曰臨川郡、乾元初復故、宋因之(下略)とあり、琅琊については名山の條に

琅琊山在青州府諸城縣東南百四十里。其山三面皆浸於海。惟西南通陸。(中略)郭璞曰：臨海有山，嶼嶢特起，狀如高臺，卽琅琊臺也。戰國時齊築長城以拒楚，自琅琊臺入海，卽其地矣。

とあり、青州府諸城縣の條に

琅琊城縣東南百四十里齊琅琊邑也。越王句踐嘗徙都此。南北二面城址猶存。東西二面已成巨全相傳秦琅琊郡治此。輿地廣記漢琅琊縣屬琅琊郡在諸城東境晉省劉宋復置屬平昌郡後魏因之。後齊廢隋開皇十六年改置豐泉縣大業初復曰琅琊縣屬高密郡唐初廢地記琅琊城地偏窄非可以建都。酈道元曰：「琅琊臺在城東南十里。」今夏河城在臺西北五十里。或是越王都云。又縣南七十里有長城。卽戰國時齊所築。括地志所云起自鄆州平陰至密州琅琊臺入海者志云古長城起自平陰連亘泰山蒙萊蕪跨安邱至縣境又迤邐至膠州大珠山東入海南去琅琊臺六十里初爲齊越分界後齊楚分界處也。今故迹依然猶存。

とあり、かつ膠州の條には

大珠山州南百二十里濱海上有石室珠亦作朱通典高密諸城縣有古長城自齊西防門東逾泰山穆陵至大朱山海濱而絕是也。

とあり、また水經注卷二十六の「汶水出朱虛縣泰山」なる語句の注に

山上有長城、西接岱山、東連琅琊巨海、千有餘里、蓋田氏之所造也。竹書紀年、梁惠成王二十年、齊築防以爲長城。竹書又云、晉烈公十二年、王命韓景子趙烈子翟員伐齊入長城。史記所謂齊威王越趙侵我伐長城者也。

と見えてゐる。また唐代の濟州治は讀史方輿紀要の山東省濟南府長清縣の條に

盧城(長清縣西南二十五里)(中略)漢置盧縣、初屬齊國、文帝分置濟北國、都盧(中略)劉宋亦爲濟北郡治、後魏兼置濟州、隋初郡廢、州存、大業初復曰濟北郡、唐仍爲濟州、天寶初曰濟陽郡、皆治盧縣、十四載、郡縣俱廢。

とあり、濟南府長清縣の西南二十五里の地點と認められるのである

なほ春秋傳說彙纂には

平陰古城在縣東北三十五里、今屬東平州

とあり、讀史方輿紀要にも

平陰故城志云、在縣東北三十五里、齊平陰邑也、(中略)京相璠曰、平陰在盧縣故城西南十里、蓋卽今縣地、隋因以名縣。

とあり、春秋地理考實には

今按、平陰與東平州、今皆屬泰安府、今平陰亦古盧縣地。水經注云、濟水自臨邑縣東、又北逕平陰城西、京相璠曰、平陰齊地在濟北、盧縣故城西南十里、南有長城、東至海、西至濟河、道所由名防門、去平陰三里、齊侯塹防門、即此也。按戰國時、蘇代說燕王曰、齊有長城鉅防、鉅防卽防門、水經注又云、今防門北有光里、齊人言廣音與光同、此說與杜注異、と見えて居り、高士奇の春秋地名考略には

臣謹按、防卽齊築長城之始也、蘇代曰、齊有長城鉅防、蓋戰國時七國皆有長城、齊城卽托始于此矣、水經注京相璠曰、防卽長城、平陰南有故長城、東至海、西至濟河、防門去平陰二里、其水引濟、故瀆尚存、防門之北有光里、亦名廣里、云々

と見えてゐる。更に水經注卷八の本文を見るに

濟水又北逕平陰城西、春秋襄公十八年、晉侯沈玉濟河會于魯濟、尋湧梁之盟、同伐齊、齊侯禦諸平陰者也、杜預曰、城在盧縣故城東北、非也、京相璠曰、平陰齊地也在濟北、盧縣故城西南十里、平陰城南有長城、東至海、西至濟河、道所由名防門、去平陰三里、齊侯塹防門、即此也、其水引濟、故瀆尚存、云々

とあり、考略に「防門去平陰二里」とあるのは誤りで、考實に「去平陰三里」とある方が正しいのである。蓋し平陰縣の方面は、例へば左傳襄公十八年の條に

晉會諸侯伐齊、齊侯禦諸平陰、齊師夜遁、晉入平陰、

とあるやうに、中國の諸侯が齊を伐つに當りて齊は常にこの方面より最も多く侵入せらるべき恐れがあり、爲めにこの方面に於て特にその防禦設備をなすべきの必要に迫られ、こゝにまづ長城の始めとも稱すべき隄鄣即ち防の發生を見るに至つたものではあるまいか。もし果して然りとすれば、齊國に於て最も早く長城の築造が行はれたものではないかといふ疑念の生ずるのを壓ふることが出來ないのである。

或は管子卷第二十四に

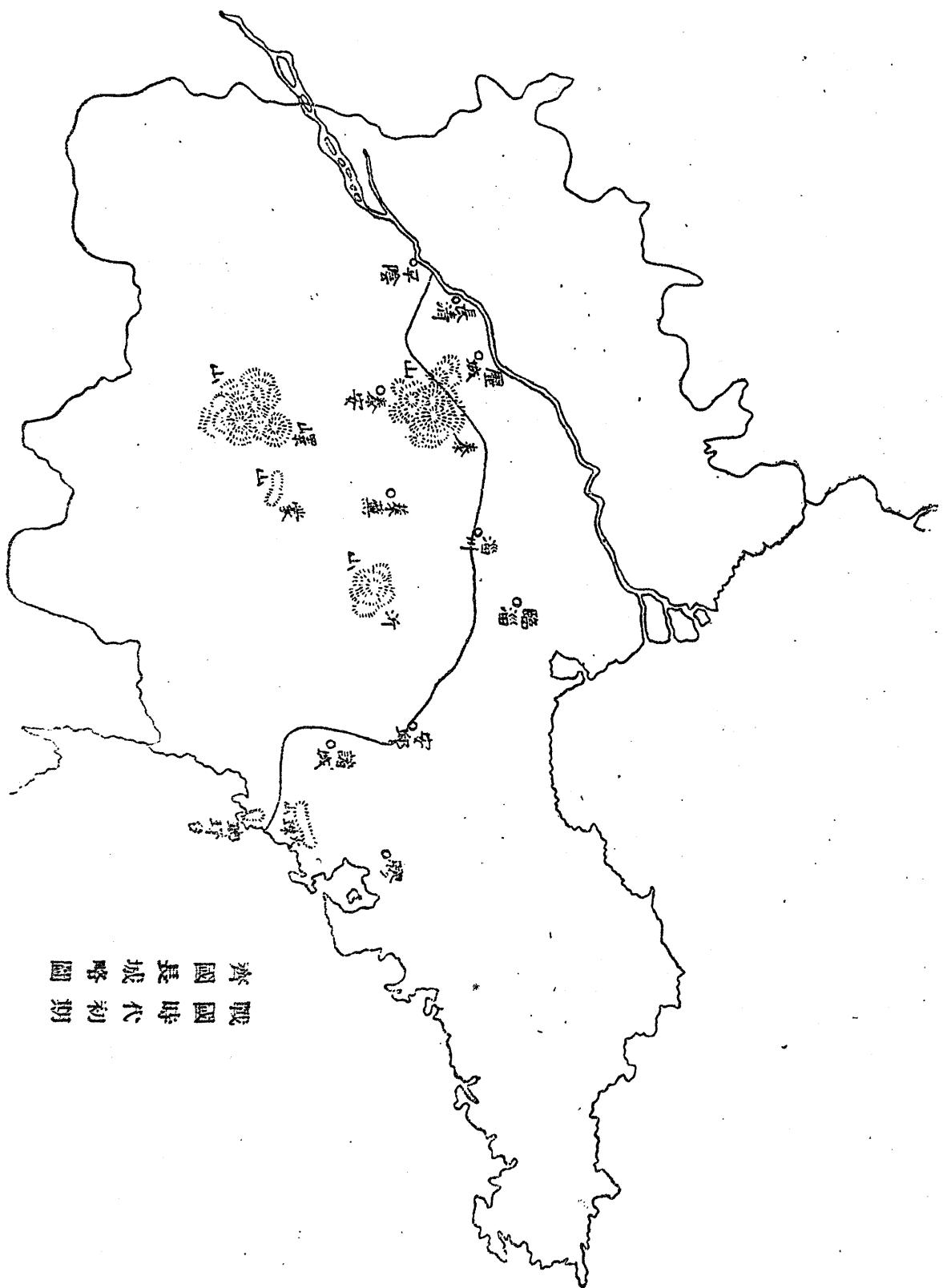
陰雍長城之地其於齊國三分之一非穀之所生也

といひ、また

長城之陽魯也、長城之陰齊也、

といふ語句があるので、齊の長城の起源を齊の管仲の時代、即ち春秋初期にまで溯らしめんとする説なきにあらざるも、管子が必ずしも管仲の著書として見るべからざる事情にある以上は、この語句によりて桓公管仲の時代に既に長城の存在せしことを推定すべきでないことは、云ふまでもない所である。

而して所謂齊の長城は、戰國時代に入りて更に大に發達したものへやうて、曩に列舉した事によりて之れを察すれば、今の山東省泰安府平陰縣の東北三十五里の地點である、當時の所謂平陰城の南三里の地點近傍に起り、濟河に緣り泰山北岡の上を過し、濟南府淄川縣治に出て、安邱を経てその縣境に至



齊國長城略圖
戰國時代初期

り、東の方青州府諸城縣治の南七十里の地點を過ぎ、鄆母臺の北六十里、大珠山の邊に於て海に入つたものゝやうで、その全長凡そ一千餘里であつたと稱せられるのである。その長城の通過した所謂泰山北岡の地點は、後世長城嶺の名を以て知らるゝところであり、讀史方輿紀要によると濟南府歷城縣の南九十里の山中にあり、また泰安州の西北六十里に當つてゐると稱せられる。即ち歷城縣の條には

長城嶺、縣南九十里、與萊蕪縣接界、志云、嶺間有古長城、昔齊宣王所築以禦楚寇、西接平陰、東距大海、又分水嶺在縣東南三十里、

とあり、また泰安州の條には

長城嶺、州西北六十里、志稱、齊威王築城以備楚、自平陰緣河、歷泰山北岡上、東至海千餘里、(中略)戰國策燕王曰、齊有長城鉅防、史記齊世家、威王十一年、趙侵我長城、又楚世家還蓋長城以爲防、外紀威烈王十六年、王命韓趙伐齊長城、竹書梁惠成王二十年、齊閔王築防以爲長城、城緣河、經泰山千餘里、至鄆母臺入海、往往有壁門邸閣、夫魏惠王與齊威同時、作閔王悞也、又齊記宣王乘山嶺之上、築長城、東至海、西至濟州千餘里、以備楚長城、嶺蓋卽泰山岡阜、以古長城所經而名也、

と見えてゐる。なほ大清一統志、山東通志等に記する所も略以上掲ぐる所と同様である。(附圖參照)

けれどもこれは恐らく戰國の初め、齊の威王の頃に築かれたものであり、その後齊の國域の伸長擴大

と共に、その長城の位置にも亦變化生ぜしことはもとより當然のことであり、かの讀史方輿紀要や大清一統志にも記るるれてゐる通りに、或は蒙山より萊蕪を經て安邱に合するものなども築かれたかと推せられるのである。而もそれ等の長城の各年代に於ける位置を確定せんが爲めには、なほ多くの精細なる考究を必要とするのであるが、今はその餘裕を有せないばかりでなく、長城の起源を推定せんとする當面の問題とは、直接の關係がないのであるから、暫らくその研究を他日に遺したいのである。

それから春秋經僖公四年(西紀前六五六年)の條に

遂伐楚次于陘、

とあり、左傳の同條に楚の屈完の齊侯に對ふる語として

君若以德綏諸侯、誰敢不服、君若以力、楚國方城以爲城、漢水以爲池、雖衆無所用之、

とあり、杜注には

方城山在南陽葉縣南、以言竟土之遠、漢水出武都、至江夏、南入江、言其險固以當城池、
と見えてゐる。これに對して高士奇はその春秋地名考略の中に

臣謹按方城山名、括地志云、葉縣西南十八里、有方城山、今在裕州東北四十里、蓋州境本古葉地、今葉縣正在州北也、楚人因山爲固、築連城、東向以拒中國、則屈完所謂方城以爲城也、僖二十五年、楚子入居于申、杜注曰、申在方城內、故曰入、文三年晉陽處父帥師伐楚、

以救江門于方城裏十六年荀偃伐楚侵方城之外二十六年伯州犁曰穿封戌方城外之縣尹也昭十八年還許子析而收其葉地曰葉在楚國方城之外蔽也定四年吳伐楚舍舟淮汭左司馬成謂子常曰我悉方城外以毀其舟哀四年謀北方致方城外于繒關十六年葉公居方城之外每以內外出入爲言知有城甚明杜氏但言封境之遠似未盡矣蓋屈完時所保止此其後拓地漸東又以申息爲重鎮文公十六年羣蠻叛楚申息之北門不啓哀十七年子穀曰文王縣申息封畛于汝是也申卽今之南陽居西息卽今之息縣居東蓋申在方城內息在方城外也靈王滅陳蔡規舊許城東西兩不羨方城之外封竟甚遠而申之會則又召諸侯于方城內當是時方城之守似輕至平王初立乃復置守于葉鯁鰐以方城外蔽爲慮前後參觀方城之重于楚可知矣史記魏使公孫喜韓使暴鳶攻楚方城曹魏太和二年張邵伐吳屯于方城卽此其築城迹亦時見于書傳荀子曰限之以鄧林緣之以方城水經注灤水出黃城東北逕方城郭仲嘉曰苦菜于東之間有方城東臨溪水苦菜卽黃城及于東通爲方城矣尸子曰楚狂接輿耕于方城盛弘之曰葉東界有故城始犨縣東至灤水逕沘陽界南北連連數百里曰方城一謂之長城水經注又云楚盛周衰控霸南土欲爭強中國多築列城于北方以逼華夏號曰萬城亦曰方城唐勒秦土論曰我是楚也世霸南土自越以至葉垂弘境萬里故曰萬城犨城在今魯山縣東灤水卽舞水與灤水俱歷舞

陽泌陽之境、古沘陽縣更始立、在今唐縣界、今自葉縣之方城山至唐縣、連接數百里、一日長城山、卽古方城舊蹟也、若萬城之名、亦偶爲侈大耳、或者謂訛方城爲萬城、又轉萬爲萬、輕量古人、乃爾愚恃極矣、

とあり、春秋大事表六上にも

裕州爲楚方城、築連城以拒中國處、齊晉伐楚必及此地方、城山在今裕州東北四十里、北連葉縣、楚人因山爲固、起葉縣至唐縣築城連接數百里、國語齊桓公伐楚、濟汝踰方城、左傳文三年、晉陽處父伐楚、以救江門于方城、襄十六年、荀偃伐楚侵方城之外、爲楚之重鎮受兵處、

とあり、讀史方輿紀要卷五十一河南六、裕州の條にもまた左傳の僖公四年、文公三年、史記の秦昭襄王八年等の語句を引用して

或曰、楚置城于山上、以爲要隘、其山連接南陽唐縣葉縣之境、幾數百里、亦曰長城山、曹魏太和二年、張邵將兵伐吳、屯于方城是也、杜預曰、方城在葉縣、今州境大葉地、或謂之萬城、と論じ、水經注の語句を引用してゐるのであるが、紀要及び考略に引用せし文句の外にも、水經注卷三十一灤水の條に考略所引の盛弘之の語について

鄖縣有故城、一画未詳、里數號爲長城、卽此城之西隅、其間相去六百里、北面雖無基築、皆

連山相接、而漢水流其南、故屈完答齊桓公云、楚國方城以爲城、漢水以爲池、郡國志曰、葉縣有長山、曰方城、案、山近刻、記作城、指此城也、

と見えてゐる。

歴代地理志韻編今釋に據ると、漢魏六朝時代の犨城は今の「河南省汝州府寶豐縣南三十里」とあり、比陽は「河南省南陽府泌陽縣西」とあり、葉は「河南省南陽府葉縣南三十里」とあり、また酈縣は讀史方輿紀要に據れば今の「南陽府內鄉縣東」にあつたさうである。以て略この地方に於ける楚の所謂長城の位置を察することが出来るのである。

要するに、何れも春秋時代魯の僖公四年、即ち西紀前六五六年の頃、既に楚國に長城の存在せしことを認むるものである。もし果して然りとせば、之れを以て支那最古に於ける長城と認めなければならぬのであり、隨つてその長城の起源地も亦これを楚國に求めなければならないのであるが、而もその論據として使用せらるゝ史料は、何れも左傳或は國語に見ゆる文句であり、春秋經には更に方城の語を見ないばかりでなく、その他長城の存在を表示する語句を見ないのである。もとより戰國時代以後に於て所謂方城山の地方に長城が築かれたことはあり得べきところであり、かつ漢書地理志注にも「楚葉公邑有長城、號曰方城」とあり、また酈道元が引用した盛弘之の言によれば、葉の東界に當りて故城があり、犨縣に始まり、東の方灝水に至り、比陽界に達し、南北聯々として數百里に亘つてゐる長城があるといひ、

また酈縣に故城があり、これが長城の西隅で、その間相去る六百里であるといつてゐるのであるから、後世までその地方には事實上長城の遺址が殘存してゐたことゝ思はれるので、或る時代に其處に長城が築かれたことは、恐らく疑ふべからざることであるであらう。またかの方城山なる名稱も、或はこの長城に因みて名づけられたものであるかも測られないのである。けれども戰國以後漢時代に亘つた記録を包含する左傳、國語の中に、高士奇、顧祖馬、酈道元等が引用したやうな文句が見えてゐることは、たゞ戰國時代以後に於ける思想の現はれとして認むべきものであり、斷じて春秋時代に於ける事實を表示せる史料として認めらるべきものではないのである。即ち戰國時代以後、既にこの地に於ける長城の存在を知れる時代に於て、その思想によりて春秋時代の物語を作爲せる結果として生ぜし語句に過ぎないのであるから、或は戰國時代にこの地方に楚國の長城の存在せし事實を證すべき論據としては、重要な史料として認めらるべきことが出來得べきであらうが、他に相當の理由がない限りは、たゞその表面の文字のまゝに、之れを以て春秋時代の事實を證すべき史料として利用することは、大なる誤謬と云はなければならぬのである。

されば支那に於ける明白なる最古の長城の記事は、遂に史記趙世家の趙の成侯六年(西紀前二六九年)の「中山築長城」の記事を溯ることは出來ないのであるが、たゞその翌年の齊の長城に關する記事が、齊に於ける長城の起源をば更に古く豫想せしむるものであり、而も他方に於て、同じく左傳の記事では

あるが、所謂鉅防に關する記事は、その思想はもとより楚の場合と同様に、既に長城の存在を知りし戰國時代以後の思想を表はすものであるから、たゞその表面の文字通りに、春秋時代襄公十八年（西絶前五五五年）の事實と示すものとして認むべきではあるまいが、而もその地勢上、またその列國に對する關係上、或は列國の間では齊に於て最も早くその敵國の壓迫の最も強大なる平陰縣方面に於て、一種の原始的長城が發生し、これを名づけて防と稱せし時代があり、またこの防はその後更に發達して所謂長城となつたといふ事實があり、それ等の事實の名殘として、後世なほこの地方に於て防或は防門なる名稱を殘し、こゝに襄公十八年に於ける防門塹守の物語をも生じ、或は長城鉅防の語も生じたものではあるまいか。もし果して然りとすれば、既に春秋時代に於てその原始的長城の發生を促がすべき事情の存在が認められ得るのである。

加ふるにかの平陰縣の地方は、毎に黄河の氾濫に禍ひせらるゝ處であるから、またその天然の災禍に對する防備の必要上、早く既に隄防を築くの風生ぜしことも亦あり得べきところであり、今日と雖もこの種の隄防が黄河の氾濫に對する防備として築かれ居ることは、既に顧炎武がその天下郡國利病書卷三十九山東五に於て論じ、かつ圖示せる通り、かの地方を旅行するものゝ常に目撃するところである。されば之れと類似の隄防を以て、敵を防ぐに利用せんとする考案は、この地の人々には容易に浮び来るべき考へで、而も實際上有利有功なることであり、爲めに列國中で最も早く齊國に於て、かくの如き防備

用隄鄣の發生を見るに至るべきことも亦自然のことではあるまいか。

もとより黃河氾濫の災禍を蒙る地域は必ずしも齊の境域に限ることではなく、宋、曹、衛、魯等の諸國も亦皆類似の境遇にあるのではあるが、而も是等の國々は全く或は大部分平原の地に國し、齊の場合のやうに、前に泰山を控へ、右に大水を有し、たゞその兩者の間を塞ぐことによりて、頗る有功に敵の進撃を防禦し得べき地勢でないのであるから、他の諸國に於てはその國の地勢上、河水の防隄を見て直ちに敵兵への防障を築かんとする考案は、必ずしも齊の場合の如く容易に浮び来るべき事情ではあるまいと考へる。

尤も國の境域を隄防によりて圍繞せんとする思想は、曩にも一言したやうに、邸宅或は都市、村落の周圍を壁障によりて圍繞防備する思想の發達せるるので、その起源は頗る古く、例へば易の泰の本文に

上六、城復于隍

とあり、朱子は

掘隍土積累以成城

と注して居り、また同人の本文には

九四、乘其墉、弗克攻、吉、

とあり、解の本文にも

上六、公用射隼于高墉、

と見えて居り、詩大雅文王之什、皇矣には、文王が崇國を伐つたことを歌ひ

依其在京、侵自阮疆、陟我高岡、無矢我陵、

といひ、また

以爾鈎援、與爾臨衝、以伐崇墉、

とあり、朱子の注には

鉤援鉤梯也、所以鉤引上城、所謂雲梯者也、臨臨車也、在上臨下者也、衝衝車也、從旁衝突者也、皆攻城之具也、墉城也、

と見えてゐる。歐羅巴でもその中世時代に攻城の具として用ひられた、例へば movable tower など、類似のものであらうと推せられる。その他縣篇にも、古公亶父が岐周にその家居を定め、その國を經營せることを歌ひ

廼疆廼理廼宣廼畝

といひ、また

乃召司空、乃召司徒、俾立室家、其繩則直、縮版以載、作廟翼翼、

といひ、かつ

廻立臯門、臯門有伉、廻立應門、應門將將、
とあり、朱注には

凡營度位置、皆先以繩正之、既正則東版而築也、縮東也、載上下相承也、言以索東版、投土築訖、則升下而上、以相承載也、
と見え、また

王之郭門曰臯門、王之正門曰應門、
と見えてゐる。なほ文王有聲にも

築城伊減

とあり、朱注には

減城溝、方十里爲城、城間有溝、深廣各八尺、

と見えて居り、蕩之什崧高には

王命申伯式是南邦、因是謝人、以作爾庸、

とあり、また

申伯之功、召伯是營、有俶其城、寢廟既成、既成藐藐、
とあり、朱子は「庸城也」と注し、鄭氏は「庸功也」と解してゐる。また韓奕篇には

溥彼韓城、燕師所完。(中略)實墉・實壑・實畝・實籍、

とあり、瞻仰篇にも

哲夫成城、哲婦傾城、

などと見えてゐる。

もとより易や詩の製作が何れの時代であるかは問題であるが、予は諸種の理由によりて春秋時代を降るものではあるまいと考へるので、少くとも周の中期に於ては、都市村落や住宅の周圍に土墻城壁を圍らし、城隍を造り、外敵の防備に力めたことは、以上列舉せし記録によりても、之れを察することが出来るのであり、或は國なる文字そのものが、既にその象形とも見られ得べきであらう。

而してその都市住宅の防禦物としての城は、更に之れを擴大して、その全領域の境上に及ばしめんとする思想の發生を促すに至るべきは、自然の順序であり、かの周代封建諸侯の領域にはまた所謂封土を盛りて、その疆界を明かにせしものゝやうにも推せられるのである。或は封建の名稱そのものが、既にこの事實を意味するものではあるまいか。かの周禮大司徒の職に

制其畿疆、而溝封之、

とあり、鄭氏の註に

溝穿地爲阻固也、封起土界也、

とあり、地官封人の條にも

爲畿封而樹之

とあるやうに、もとく封とは土を積むことを意味するので、諸侯の領土の境上に地を穿つて溝を造りその土を積んで土界を起し、以てその疆界を明かにせしことはもとよりあり得べきことであらう。而もその領域が廣大なる場合には、その領土の全部を圍つて、かくの如き封溝を築造することは、その費用勞力とその功用との比例が取れないので、事實上不可能のこととなる譯であり、こゝにたゞその外敵の壓迫強大なる境上に於て、その天然の地勢を利用して、人工的の堡砦障防を築くことも、その領土の防禦上功果あることゝして、また起り得べきことであらう。

さればその領土の疆界に土障を築き、隍溝を造るといふことは、少くとも思想上既に周の封建制度に始まつたものと、認めなければならないかと考へられるのであるが、而も事實上その境上要地の防禦物として築造せらるゝに至つたのは、即ち曩に掲げた齊の平陰方面に於ける障防を以て、その始めと認るべきではあるまいか。